

全建労発第 5 号
平成 31 年 4 月 5 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞
(公印省略)

「施工体制台帳の作成等についての改正」及び「施工体制台帳等活用マニュアルの改正」について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、今般出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）により、新たな在留資格「特定技能」が創設されました。これに伴い、施工体制台帳及び再下請負通知書の記載事項に、「特定技能 1 号」の在留資格に基づく外国人の従事状況を追加することとしたこと（別添 1 平成 31 年 3 月 29 日付け国土建第 501 号「施工体制台帳の作成等についての改正について」）及び関連する施工体制台帳等活用マニュアルを改正したこと（別添 2 平成 31 年 3 月 29 日付け国土建第 504 号「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について」）の周知依頼が国土交通省土地・建設産業局建設業課長からありました。

つきましては、貴協会の会員企業の皆様に改正内容について周知下さいますようお願いいたします。

担当：労働部 長尾